

令和元年台風第15号による被害及び 消防機関等の対応状況（第16報）

（これは速報であり、数値等は今後も変わることがある。）

令和元年9月18日(水)7時30分
消防庁災害対策室
※下線部は前回からの変更箇所

1 気象の状況（気象庁情報）

- 9月5日15時に発生した台風第15号は、発達しながら北西に進み、暴風域を伴って7日17時頃に小笠原諸島に最も接近した後、勢力を維持しながら伊豆諸島近海を北上した。
- 強い台風第15号は、9日3時頃に三浦半島付近を通過した後、勢力を維持したまま同日5時前に千葉市付近に上陸した。
- 台風の接近・上陸により、関東地方では猛烈な風が吹いて観測史上1位の最大風速や最大瞬間風速を観測したところがあった。
- 関東地方では9日朝にかけて猛烈な風が吹き、猛烈な雨が降った。また、東北地方でも9日夕方まで局地的に非常に激しい雨が降って大雨となった。
- 台風は9日9時に関東の東の海上に抜け、10日15時に温帯低気圧に変わった。

2 被害の状況

(1) 人的被害・建物被害

都道府県名	人的被害					住家被害					非住家被害	
	死者	行方不明者	負傷者			全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他
			重傷	軽傷	程度不明							
福島県						1		5	6			
茨城県			1	22	3		103		1		13	
栃木県				1			3					
埼玉県			1	9			15	1				
千葉県			6	112	7	10	<u>3,895</u>	26	27		1	
東京都	1			<u>7</u>	<u>7</u>	<u>65</u>	<u>979</u>	1	2		<u>424</u>	
神奈川県			2	9		1	450	12	5	36	64	
静岡県				13		2	38		2	1		
合計	1		10	<u>173</u>	<u>17</u>	<u>79</u>	<u>5,483</u>	45	43	37	<u>502</u>	

《死者の内訳》

【東京都】世田谷区

(2) 重要施設の被害

【茨城県】日本原子力研究開発機構大洗研究所敷地内の冷却塔が倒壊

→負傷者なし。環境への影響なし。事業者において施設の安全性を確認済み。

【千葉県】君津市の石油コンビナート（日本製鉄（株）君津製鉄所）で燃焼放散塔が倒壊

→負傷者なし。危険物の流出なし。地元消防本部において火災の発生危険がないことを確認済み。

3 都道府県における災害対策本部の設置状況

【千葉県】 9月10日9時00分 設置

4 避難指示(緊急)及び避難勧告の発令状況

発令されていた避難指示(緊急)及び避難勧告は、9月9日18時30分時点ですべて解除

《参考》9月16日からの前線による大雨に伴う避難勧告の発令状況

発令されていた避難勧告は、9月16日17時50分時点ですべて解除

5 避難の状況（9月18日7時00分現在）

都道府県	避難者数	避難所数
千葉県	188	28
東京都	7	1
合計	195	29

6 地元消防機関の対応

地元消防機関(消防本部、消防団)により、早期避難の呼びかけ、警戒活動等を実施
停電等、被害の大きかった地域においては、戸別訪問による安否確認、被災家屋の応急補修、倒木除去等を実施

7 消防庁の対応

- 9月 6日 11時15分 関係省庁災害警戒会議に応急対策室長が出席
11時15分 応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）
12時10分 都道府県、指定都市に対し「台風第13号と台風第15号についての警戒情報」を发出
- 9月 9日 19時30分 関係都道府県に対し「大規模停電下における熱中症の予防対策について」を发出
- 9月10日 14時30分 関係省庁災害対策会議に防災課長が出席
19時37分 関係都道府県に対し「風水害、地震等の災害に伴う長時間停電を踏まえた防火対策の徹底について」を发出
- 9月12日 19時00分 関係省庁災害対策会議に防災課長が出席
20時58分 千葉県に対し、戸別訪問による住民の安否確認等、積極的な対応を要請する「令和元年台風第15号を受けた対応について」を发出
21時00分 千葉県庁へ消防庁職員2名を派遣
- 9月13日 18時00分 関係省庁災害対策会議に防災課長が出席
- 9月14日 14時00分 君津市、南房総市、多古町、君津市消防本部及び安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部に消防庁職員2名を派遣し、情報収集を実施
17時00分 関係省庁災害対策会議に防災課長が出席
21時00分 千葉県に対し「令和元年台風第15号を受けた住民への情報提供について」を发出
21時44分 関係都道府県に対し「9月15日以降の降雨への対応について」を发出
- 9月15日 15時13分 関係都道府県に対し「台風第15号を受けた当面の留意事項等について」を发出し、消防職団員が被災家屋の応急補修や倒木処理に従事する際の留意点を周知
- 9月16日 17時00分 関係省庁災害対策会議に防災課長が出席
- 9月17日 17時05分 千葉県に対し「台風第15号を受けた家屋の応急補修等について」を发出し、被災家屋の応急補修等を行うに当たっての消防力の積極的な活用を要請

問い合わせ先 消防庁災害対策室 TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537
--